

利府町教育委員会事務事業
点検・評価報告書
(平成26年度事業)

平成27年9月

利府町教育委員会

— 目 次 —

I	点検・評価の概要	
1	目的	1
2	実施方法	1
3	有識者の知見の活用	1
II	教育委員会	
1	教育委員	2
2	教育委員会の開催状況	2
III	教育基本方針	
	利府町教育基本方針	4
IV	教育施策の基本方向	5
V	教育行政の点検・評価	6
VI	事業の点検・評価	
	基本方向1「学ぶ力と自立する力の育成」	
	(1) 小・中学校を通じた「利府町志教育」の充実	7
	(2) 基礎的な学力の定着と活用する力の伸長	8
	(3) 幼児教育の充実	9
	(4) 利府町を愛し、社会の変化に対応できる学習の展開	10
	基本方向2「豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成」	
	(1) 食育を通じた健康教育の充実	11
	(2) 健康な体づくりと体力・運動能力の向上	12
	(3) 災害に積極的に向き合う防災教育の推進	13

基本方向3「教育的支援を要する子どもへの支援の充実」

- (1) 学校不適應への支援対策強化 14
- (2) 特別支援教育の充実 15
- (3) 子どもたちの心のケアの充実 16

基本方向4「信頼され魅力ある教育環境づくり」

- (1) 教育者として自らを高める研修の充実 17
- (2) 開かれた学校づくりの推進 18
- (3) ゆとりと潤いのある教育環境の整備 19

基本方向5「学校・家庭・地域が協働で子どもを育てる環境づくり」

- (1) 家庭教育への支援と連携の推進 20
- (2) 地域総ぐるみによる学校支援の推進 21
- (3) 子どもたちの多様な体験活動の推進 22

基本方向6「生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進」

- (1) 地域をつくる生涯学習の推進 23
- (2) 個性のある芸術・文化活動の推進 24
- (3) 図書館機能の充実と読書活動の推進 25
- (4) 町民の健康、体力づくり活動の推進 26

VII 有識者意見書

- 有識者意見書 27

I 点検・評価の概要

1 目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行うことにより、課題や取組の方向性を明らかにするとともに、効果的な教育行政の推進を図るものである。

また、この結果を議会に提出するとともに公表を行うことにより、町民に対する説明責任を果たし、町民に信頼される教育行政の推進を図るものである。

2 実施方法

- (1) 利府町教育基本方針に基づく前年度の具体的施策及び主要事業を対象として、年1回の点検及び評価を実施する。
- (2) 点検及び評価は、前年度の事業等の実施状況を報告するとともに、課題や今後の取組の方向性を示す。
- (3) 利府町教育委員会による点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた「報告書」を利府町議会へ提出する。
また、「報告書」は公表を行う。

3 有識者の知見の活用

点検評価は、3名の有識者の意見を聴取した上で、利府町教育委員会において点検及び評価を実施し、報告書の作成を行う。

* 根拠法令

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年法律第162号）
第27条（一部省略）

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

II 教育委員会

1 教育委員

職 名	氏 名	委 員 任 期
委 員 長	遠 藤 和 子	平成 24 年 10 月 1 日～平成 28 年 9 月 30 日
委員長職務代行者	加 藤 東 子	平成 27 年 1 月 1 日～平成 30 年 12 月 31 日
委 員	高 橋 晋	平成 27 年 1 月 1 日～平成 30 年 12 月 31 日
委 員	石 川 一 美	平成 24 年 10 月 1 日～平成 28 年 9 月 30 日
委員（教育長）	本 明 陽 一	平成 23 年 10 月 1 日～平成 27 年 9 月 30 日

2 教育委員会の開催状況（平成 26 年度）

4 月定例会（平成 26 年 4 月 25 日（金））

- ・利府町学校評議員の委嘱について
- ・土曜日における子どもの居場所づくり事業活動コーディネーターの委嘱について

5 月定例会（平成 26 年 5 月 29 日（木））

- ・利府町文化財保護審議会委員の委嘱について

6 月定例会（平成 26 年 6 月 25 日（水））

- ・利府町青少年育成推進指導員の委嘱について
- ・利府町教育委員会職員の人事について

7 月臨時会（平成 26 年 7 月 14 日（月））

- ・平成 27 年度使用教科用図書の採択について

7 月定例会（平成 26 年 7 月 25 日（金））

- ・平成 27 年度使用教科用図書の採択について

8 月定例会（平成 26 年 8 月 26 日（火））

- ・利府町教育委員会事務事業点検・評価報告書について

9 月定例会（平成 26 年 9 月 26 日（金））

- ・利府町教育委員会委員長の選挙について
- ・利府町教育委員会委員長職務代行者の指定について

10 月定例会（平成 26 年 10 月 28 日（火））

1 1月定例会（平成26年11月18日（火））

- ・利府町屋内温水プール条例の一部を改正する条例について
- ・利府町いじめ問題対策連絡協議会条例の制定について
- ・利府町いじめ調査結果検証等委員会条例の制定について

1 2月定例会（平成26年12月24日（水））

- ・利府町教育委員会組織規則の一部を改正する規則
- ・利府町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令
- ・利府町いじめ防止対策調査委員会規則の制定

1 月定例会（平成27年1月23日（金））

- ・利府町教育委員会組織規則の一部を改正する規則

2 月定例会（平成27年2月19日（木））

- ・利府町小中学校管理職人事案について
- ・平成27年度利府町教育基本方針等について
- ・給食費の単価の改定について
- ・教育長の勤務時間等に関する条例の制定について
- ・利府町議会委員会条例及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- ・利府町公立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則について
- ・利府町学校事務支援室運営管理規程について
- ・仙台地区教科用図書採択協議会規約について

3 月定例会（平成27年3月23日（月））

- ・利府町教育委員会非常勤職員の委嘱について
- ・利府町教育委員会職員の人事について
- ・利府町教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について
- ・利府町教育委員会会議規則の一部を改正する規則について
- ・利府町教育委員会会議傍聴人規則の一部を改正する規則について
- ・利府町教育委員会組織規則の一部を改正する規則について
- ・利府町教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則について
- ・利府町いじめ防止対策調査委員会規則の一部を改正する規則について
- ・利府町教育委員会処務規程の一部を改正する訓令について
- ・利府町教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について
- ・利府町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について
- ・土曜日における子どもの居場所づくり事業実施要綱の一部を改正する要綱について

Ⅲ 教育基本方針

利府町教育基本方針

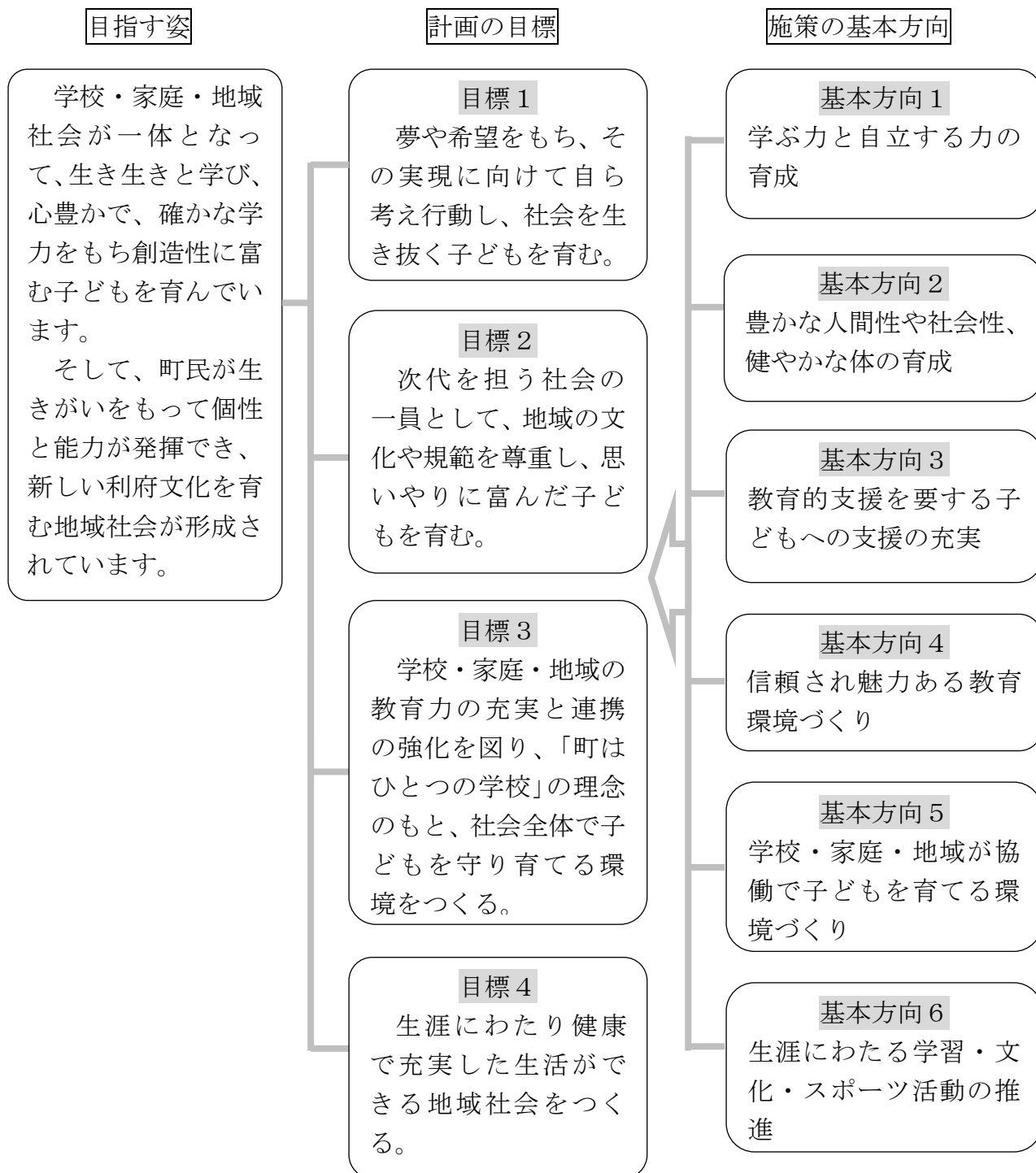
広く創造的な視野をもち、健康で豊かな心をもつ人間の育成と魅力あるふるさとづくりをめざして

- ☆ おもいやり、たくましさ、創造力を培う学校
- ☆ 生涯学習を支え、活力に満ちた地域社会
- ☆ 魅力ある地域文化の継承と創造

を重点に、町民の生涯にわたる学習の充実に努める。

IV 教育施策の基本方向

計画の理念として掲げた「目指す姿」と4つの「計画の目標」のもと、それらの実現に向けて実施する「施策の基本方向」を、6つに分けて取り組んでいきます。



V 教育行政の点検・評価

開かれた教育行政の推進

教育行政の公正かつ適正な運営

利府町教育基本方針に基づく事業の実施や、利府町教育振興基本計画の実現に向けて取り組む中で、教育行政の公正かつ適正な運営実施に努めます。

このため、定期的に会議を開催し委員の意見を踏まえ、さらなる効果的な事業の展開を図っていきます。

主要事業の評価

<実施状況>

- (1) 教育委員会議の開催
- (2) 社会教育委員会議の開催
- (3) 教育委員会の事務事業の点検評価の実施

<評価>

- (1) 利府町の教育方針に基づく適切な事業実施のため、教育委員会を月1回定例的に開催し、教育行政の適正な運営に努めた。各種主要事業の実施状況の把握や現場の視察等を行い、事業の執行状況を確認した。
- (2) 社会教育委員会議を年3回開催し、町で進める生涯学習事業全般について計画や実績などを報告し、委員から事業に対する様々な意見や提案を受けながら、各事業の検証と改善につなげている。
- (3) 事務事業点検評価報告書を議会へ提出するとともに関係機関への配布及びホームページなど適切に公表を行った。

<今後の対応>

定例的に教育委員会を開催し、各種事業の執行状況の把握に努め、教育振興基本計画の実現に向けた具体的な方向性を示し、適正な教育行政の運営を図る。

また、社会教育事業を効果的に推進するため、社会教育委員による事業評価を今後も取り入れながら、町民の教養を高める事業企画を行う。

各種事業の実施状況について、適正な運営が図られるよう点検し、有識者による評価を適切に反映させながら次年度の事業運営に努める。

VI 事業の点検・評価

基本方向 1

学ぶ力と自立する力の育成

(1) 小・中学校を通じた「利府町志教育」の充実

児童生徒一人ひとりが社会人としての自己を見据えて、主体的に学ぶ意欲と夢や希望をもって努力していけるよう、小・中学校を通して、人としての生き方について主体的な探求を促す「志教育」のさらなる推進を図ります。

- ・ 思いやりと洞察力のある人間関係の育成
- ・ キャリアシップを通じた人間形成の推進
- ・ 社会の変化に対応できる学習の展開
- ・ 自己実現を支援する生徒指導と進路指導の充実
- ・ 人間としての生き方を深める道徳教育の充実

主要事業の評価

<実施状況>

(1) ブラザーシップ事業の実施

- ① あいさつ運動
- ② 利府高校の生徒による交流事業
- ③ 利府支援学校との交流学习
- ④ 朝会訪問

(2) スクールシップ事業の実施

- ① 学びあい学習
- ② 中学生の小学校訪問による合唱披露
- ③ 中学校教員による模擬授業

(3) キャリアシップ事業の実施

- ① キャリア教育の充実
- ② 職場見学
- ③ 職場体験学習

(4) チャイルドシップ事業の実施

- ① 小学校と幼稚園・保育所（園）との交流活動
- ② 小学校教員と幼稚園・保育所（園）教員の情報交換会による交流

<評価>

- (1) 十符っ子ブラザーシップ事業の実施により、学校や地域にあいさつが定着している。また、小中学生にとって、高校生は身近な存在として憧れを持っており、交流を行うことで、高等学校や、大学、就職など将来の過程をイメージすることができるものと考えられる。さらに支援学校との交流学习を行うことで共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築が推進されたことは、人間の多様性を尊重する精神を育むとともに、相互理解の促進や、学校間での互いの協力関係づくりに大いに役立っていると考えられる。
- (2) 異年齢集団との交流により、中学校進学に対する不安感を軽減し、自尊感情の高揚や自己肯定感の向上に寄与していると考えられる。
- (3) 発達段階に応じて、キャリア教育活動を実施することにより、勤労観、職業観を育成し、将来設計に役立っている。また、キャリア教育を実施するための環境整備や事業への理解が町内において順調に浸透し「地域で子どもたちを育てていきたい」という姿勢がより良い人間形成構築に向けた取り組みとして活かされている。
- (4) 就学前の子どもたちが学校生活になじめない状態を無くすため、志教育の効果的な実践により、学校生活の見通しの形成や、学校環境を知っていることによる安心感の醸成に寄与し、小1プロブレムの解消に努めていると考えられる。また、交流活動を重ねることで思いやりの気持ちを養い、行動力を育むことで自主性や責任感を持てるよう取り組まれていると考えられる。

<今後の対応>

「教育立町」を目指す利府町として、今後も行政、学校、町内事業所における職場体験等を通して「共感・協力」によって、連携する体制を維持し、発展させながら、系統性のある学びの創造を目指して取り組む。

(2) 基礎的な学力の定着と活用する力の伸長

児童生徒一人ひとりが「分かる喜び」を実感しながら学力を身に付けられるように、スクールシップ事業や校内研修などにより学習指導の工夫・改善とその充実を図ります。また、家庭・地域と連携した基本的な生活習慣や学習習慣の確立などに取り組み、地域ぐるみで学習力向上を支援します。

あわせて、他国の文化の理解や小学校からの外国語活動を行い、新たな時代に生きていくための能力や態度を育成します。

- ・ 基礎・基本を重視した教育課程の編成と実践
- ・ スクールシップによるきめ細かな連携と創意に基づく学校運営の推進
- ・ 一人ひとりの実態を踏まえた授業の実践と教職員の指導力の向上
- ・ 地域ぐるみの教育力向上への啓発

主要事業の評価

<実施状況>

- (1) 学力検査を活かした学習指導の工夫・改善
 - ① 町独自による学力検査の実施
 - ② 校内研究の実践
 - ③ 国際理解の推進
 - ④ 指導主事学校訪問の実施
- (2) 十符っ子スクールプラン事業の実践
 - ① サポートティーチャーの配置
 - ② 特別支援助手の配置
- (3) スクールシップ事業の実施
 - ① 学びあい学習
 - ② 中学生の小学校訪問による合唱披露
 - ③ 中学校教員による模擬授業
- (4) 学校運営への適切な指導
 - ① 校長会の実施
 - ② 教頭会の実施

<評価>

- (1) 町の学力検査により、各学校が抱える課題を分析・把握し、基礎的な知識や技能の習得に主眼を置いた学習指導の改善に取り組むことにより、基礎的な学力の向上が認められる。また、学習時間内に自己評価の時間を設けることによる振り返りを重点とした教育は学力の定着に大いに役立っていると考えられる。
- (2) 各学校に複数のサポートティーチャー、特別支援助手を配置することにより、小1プログラムの解消や、特別支援教育の充実が図られている。また、習熟度や、個人の特性に応じた指導の実践にも活かされていることから、今後も事業の実施が望まれる。
- (3) 子どもの発達段階での課題が共有でき、先を見通した教育内容の作成を行っている。また、模擬授業等を通じて、授業における指導法についての研修を行い、知識を深めることで、より良い授業づくりに効果があった。
- (4) 会議を毎月1回実施し、学力向上と豊かな心の育成等に向けた指導助言を行うことで各校それぞれの経営方針に基づいた運営を進めている。また、具体的な学習指導、生徒指導についての適切な指導も日々の教育活動に活かされ、成果を上げている。

<今後の対応>

指導者としての能力を高めるため、校内研究内容を充実させる。また、授業の工夫改善を図り、児童生徒の学習意欲の向上に努めるとともに、家庭学習の充実と学習ボランティアの拡充を進め、「地域で子どもたちを育てていく」環境づくりを推進する。

また、国際理解を深めることにより、児童生徒の視野を広げるとともに、社会性の向上と常に他者の気持ちを理解することができる人材の育成に努める。

(3) 幼児教育の充実

幼児期における基礎・基本と学ぶ力の育成を図り、小学校への円滑な移行を目指します。このため、幼稚園・保育所・小学校の連携ネットワークをさらに深めるとともに、交流学习を継続して推進します。

- ・ 豊かな体験活動を通じた学ぶ土台づくり
- ・ チャイルドシップによる幼保小の交流学习の展開

主要事業の評価

<実施状況>

- (1) 幼稚園・保育所（園）との交流活動
 - ① 小学生との交流事業
- (2) 幼稚園・保育所（園）との教員人事交流
 - ① 情報交換会の実施
 - ② 幼稚園・保育所（園）と小学校による相互授業参観の実施

<評価>

- (1) 交流事業の実施は、学校生活への円滑な移行に役立っている。また、異年齢の子どもたちとの関わりは、就学前の子どもたちを気に掛けることにより、児童の自主性や責任感の育成にも役立っていると考え。交流を重ねることで、児童に思いやりの気持ちが高まり行動で表す力が育つなど確実な成果が見られることから有効な事業であると考え。
- (2) 幼保小連絡会等での情報交換により、支援が必要な子どもについて、より正確な情報を得ることが可能となったことから、より実態に即した入学時の課題設定を行うことで教育環境の整備に役立っている。また、相互に授業参観を行うことで、子どもの将来の成長を考えた取り組みについて、それぞれが掲げる目標や課題の理解が深まり、教職員の意識が高まっている。

<今後の対応>

幼稚園・保育所との交流学习の実施により、スタートカリキュラムを立てる手助け、登校後のサポート体制の充実を行い、小1プロブレムの解消に努める。また、交流学习を実施している学年以外についても、活動の成果を伝達し、学校全体での幼保小連携による教育活動の実践に努めるとともに、幼稚園・保育所と小学校の教職員相互に授業参観を行うことにより、相互理解を深める。

また、幼稚園・保育所を卒園した子どもが入学する小学校は、多岐に渡ることから、教育委員会が主体となって連携を図る。

(4) 利府町を愛し、社会の変化に対応できる学習の展開

郷土の歴史について理解を深め、郷土を大切に思う気持ちをもつことができるように、郷土の伝統・文化に触れる機会を地域とともに拡充します。また、自然に触れ、地域に根差した環境教育を推進します。

高度情報化社会に対応できるよう、発達段階に応じた情報活用能力を育成するとともに、情報モラル教育を推進します。

- ・ 学習活動における郷土資料館の有効活用
- ・ 地域との触れ合いを通じた体験活動の充実
- ・ 郷土の歴史に関する出前授業の充実
- ・ 発達段階に応じた情報スキルと情報モラル教育の充実

主要事業の評価

<実施状況>

- (1) 郷土資料館常設展
- (2) 郷土資料館企画展「今に残る昔の民具展」
- (3) 社会施設見学や自然体験活動の実施
- (4) 情報モラル教育の実施

<評価>

- (1) 郷土資料館は、町の歴史を知るうえで貴重な資料を有しており、小中学校の社会の授業などにおいて有効活用しながら、施設の利用促進を図り、引き続き郷土愛の涵養を図った。
- (2) 町で保存している昔の民具を展示する企画展を開催したことで、町内の多くの小学校が体験学習の場として活用し、町の歴史に対する関心を高めることができた。
- (3) 町内施設の訪問・見学を行い、地域に目を向ける学習を発達段階に応じて実施することによって、郷土への愛着が育まれているとともに、様々な体験活動を通じて地域で活躍する人々の働き、環境についての理解を深め、ふるさとを大切に思う気持ちを育てることができたと考える。
- (4) 情報社会の急速な発展によるインターネット等の危険性の理解を深めるため、授業等を通じて取り組みを進めてきたが、発達段階に応じた継続的な指導については、今後も創意工夫が必要である。

<今後の対応>

郷土愛の涵養を図るため、全ての小中学校の授業の一環として、資料館の見学を取り入れてもらうよう検討し、周知を図っていくとともに、企画展と連動する講演会の開催など、歴史愛好団体や企画展への賛同者と連携しながら、話題性のある事業企画を今後も行う。

学校においては、これまで以上に町内の施設訪問・見学を行うことで、郷土についての理解を深めるとともに郷土愛の醸成を図る。

また、情報モラル教育を体系的に進めるため、発達段階に応じた継続的な指導を行い、児童生徒がそれぞれに適切な選択をし、的確な判断ができるよう判断力の育成に努める。

基本方向 2

豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成

(1) 食育を通じた健康教育の充実

学校給食と各教科との関連を図った指導の充実を図るとともに、地域での食に関する体験や交流を通して食文化や地産地消についての理解を深め、食育を通じた健康教育を推進します。

- ・ 食育を通じた健康教育の充実
- ・ 学校給食による地産地消の推進
- ・ 学校給食施設・設備の整備

主要事業の評価

<実施状況>

(1) 食育指導

- ① 「早寝」「早起き」「朝ごはん」の励行
- ② 栄養教諭による保護者会における出前講座
- ③ 栄養教諭等による町内全小中学校の児童・生徒に対する食に関する指導

(2) キャベツクラブによる食生活指導

- ① 箸の持ち方指導
- ② 給食の残食等処理した堆肥を用いた環境指導

(3) 地産地消の推進

- ① 利府町産米の通年使用及び旬の町産品の使用

(4) 給食の安全確保

- ① 学校給食用食材の放射能サンプル測定の実施
- ② 学校給食モニタリング事業の実施

(5) 給食施設及び設備の整備

- ① 施設及び調理機器等の保守点検等
- ② キャロット館除害処理施設修繕工事の実施

<評価>

- (1) 栄養教諭等による食に関する指導は、町内全小中学校の全学年で実施しており、児童・生徒の食への関心を深めている。
- (2) 食育における地域の協力体制は重要であり、食事マナーなど、学校では学びきれない指導も実践している。
- (3) 地場産品の米や野菜の使用により、安全で安心な給食はもとより、子どもたちの地場産品への関心を深める機会となっている。
- (4) 児童・生徒や保護者が安心して給食の提供を受けられるよう実施している。
- (5) 給食施設及び調理機器等の定期的な保守点検を実施し、給食の提供に支障が出ないよう修繕が必要な箇所についての早期発見及び調理機器の交換等に努めている。

<今後の対応>

栄養教諭等の食に関する指導については、独立したものではなく、各教科の学習内容と繋がりを持たせた指導をしていくことで、児童・生徒の理解もさらに深まり意義のあるものとなるので、教職員との連携により指導内容の幅を広げるよう努める。

また、施設の老朽化や経年劣化に伴い、修繕箇所が増加してきていることから、修繕計画を策定し、緊急性の高いものから計画的に実施するよう努める。

(2) 健康な体づくりと体力・運動能力の向上

子どもたちがスポーツに親しみ、自ら体を動かそうという意欲を引き出すため、運動好きな子どもを育てる教育活動を推進するとともに、専門的指導力を有する地域人材の部活動等への活用などの取組みを進めていきます。

- ・ 運動好きな子どもを育てる教育活動の充実
- ・ 体力・運動能力調査を活用した実践
- ・ 専門的指導力を有する地域人材の活用
- ・ 基本的生活習慣の確立と心の健康づくりの推進

主要事業の評価

<実施状況>

- (1) 各学校における教科体育の改善
- (2) 外遊びの奨励
- (3) 専門的指導力を有する人材の活用
 - ① 利府高校とのスポーツ交流
 - ② 外部指導員の活用

<評価>

- (1) 体力・運動能力調査の結果に基づき、教科体育の時間に学年共通の補強運動を取り入れ実践してきた結果、わずかながら運動能力改善の傾向が見られつつある。
- (2) 運動を継続するためにも、多くの子どもへ運動機会が確保されたことは、生涯に渡り、運動を行う基盤づくりに寄与したと考える。また、持久走や縄跳びなどの強化期間の実施により、運動に取り組む機会の増加と、自己の能力に適した課題や目標を設定することによる成功時の達成感による経験の蓄積など、生涯にわたって必要となる運動能力の向上に活かされていると考える。
- (3) 高校生とのスポーツ交流により、高度な技術に触れる機会が身近に増え、自己の能力向上に取り組む姿が多く見られるようになった。また、外部指導員の招聘により、レベルの高い専門的な指導法に触れ、教員の知識習得にも好影響となり、教育環境に良い効果をもたらしたと考える。

<今後の対応>

運動機会を増やすことで生涯にわたって運動に親しむ姿勢と、児童・生徒の運動能力に関する資質や能力の基礎を育てるとともに、体力向上を図る。

また、専門的指導力を有する人材の活用により、高度な指導技術を持った教員の育成に継続して努める。

(3) 災害に積極的に向き合う防災教育の推進

周期的に発生する地震について正しい知識を備えるなど、自然災害に向き合いながら生き抜く力を身につけさせるため、子どもたちの発達段階に応じ、系統的な防災教育を推進します。

- ・ 子どもの安全を守る環境整備と防災教育の推進
- ・ 危機管理能力の向上を図る研修の充実

主要事業の評価

<実施状況>

- (1) 防災教育の実践
 - ① 防災教育全体計画の作成
 - ② 避難訓練の実施
 - ③ 「災害時相互応援協定」を締結した静岡県清水町への交流事業の実施
(児童24名、教諭3名、養護教諭1名、教育委員会職員3名)
- (2) 学校防災体制の整備
 - ① 職員による巡視マニュアルの作成
 - ② 防災マニュアルの見直し
 - ③ 引き渡し訓練の実施
 - ④ 防災主任会議の開催

<評価>

- (1) 各校で地域の実態に応じた全体計画を作成し、それを基に教員間での共通理解を図ることができた。また、各教科等において自ら考えさせる学習を進めるとともに、休み時間中や教室外にいるなどの従来とは異なる状況下で避難訓練を実施することにより、災害時における児童生徒の判断力が向上してきていると考える。また、交流事業の実施により、協定を結ぶ町について知識を深めることで児童の防災意識の向上が図られた。
- (2) 防災主任を中心に防災意識の向上に取り組んでいるが、研修会等の充実により、危機管理能力の向上に努め、東日本大震災から学んだ教訓を記憶し続ける必要があると考える。家庭を交えた引渡し訓練等の計画的な実施により、地域ぐるみで子どもの安全を守る意識が高まり、効果が出始めていると思われる。

<今後の対応>

通学路の危険箇所点検や災害時の学区内巡視を継続的に行い、町の地形を知り、学校・自宅周辺の災害箇所について予想させるなどの防災教育への取組を効果的に進めていくとともに、防災副読本を活用した授業を継続して行い、防災意識の向上を図る。

また、平成27年度については、利府第三小学校において町と連携し、町総合防災訓練の実施や「災害時相互応援協定」を締結している北海道七飯町への交流事業を予定しており、児童生徒の防災意識の向上と互いの町の防災教育の充実や発展を図る。

基本方向 3

教育的支援を要する子どもへの支援の充実

(1) 学校不適応への支援対策強化

学校不適応児童生徒の学習意欲の向上や自立心・社会性を育てるため、家庭や医療、けやき教室等の関係機関と連携を図りながら、学校生活への早期復帰を支援します。

- ・ 学校不適応に対する教育相談体制の確立
- ・ 関係機関等と連携を図った支援の充実

主要事業の評価

<実施状況>

- (1) 学校不適応児童生徒対策の実施
 - ① 校内における相談体制の整備
 - ② 塩竈市適応指導教室との連携
 - ③ 宮城県総合教育センターとの連携
- (2) 教育相談の実施
 - ① 青少年教育相談員設置事業
 - ② スクールソーシャルワーカー配置事業
 - ③ スクールカウンセラー等派遣事業
 - ④ ケース会議

<評価>

- (1) 不登校問題を担任だけが抱え込まないように、学校全体で取り組む体制づくりを推進したことにより、児童生徒の不登校者数の軽減につながりつつある。また、現在けやき教室通級の児童生徒はいないが、必要に応じて総合教育センターの助言などを得て対策に活かしている。
- (2) 青少年教育相談員やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーといった相談窓口を複数確保することで相談機会の増加と、個人が問題を抱え込まない環境づくりに寄与したと考える。
また、スクールソーシャルワーカーの助言や保護者への対応等で支援対策の強化が図られている。

<今後の対応>

担任だけが問題を抱え込まないよう校内体制を継続的に見直し、青少年教育相談員やスクールソーシャルワーカー、登校支援ネットワーク等との連携により、不登校ゼロを目指す。
また、個別の支援教育計画を作成し、家庭訪問回数を増やすなど心情理解を優先した対応に努める。

(2) 特別支援教育の充実

発達障害を含め障害のある子どもの自立や社会参加に向けて、校内支援体制を構築するとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育環境の整備と相談体制を確立し、特別支援教育の充実を図ります。

- ・ 自立の基礎を培う特別支援教育の充実
- ・ 教育環境の整備と相談体制の確立
- ・ 就学指導の充実

主要事業の評価

<実施状況>

- (1) 自立と社会参加に向けた支援体制の構築
 - ① 就学指導の実施
 - ② 個別の指導計画・個別の支援計画の作成
 - ③ 通常学級に在籍する特別な支援を要する子どもへの支援及び通級指導の実施
- (2) 教育的ニーズに応じた教育環境の整備
 - ① 特別支援教育就学奨励費の支給
 - ② 特別支援助手、サポートティーチャーの配置

<評価>

- (1) 保護者との信頼関係の構築により、子ども一人一人の特性にあった支援の拡充が図られている。
また、個別の支援計画を作成し、校内支援体制の充実を図り、個々の教育的ニーズに応じた支援を継続して実施した。就学相談の充実を図ることによって、子どもと保護者への支援体制が整備され、丁寧で適切な指導に活かされていると考える。
- (2) 特別支援教育就学奨励費の支給範囲の拡充により、保護者が安心して子どもを育てるための環境整備がなされている。また、特別支援コーディネーターを中心とした特別支援部会の実施や全職員が参加し、特別支援全体会を定期的実施することで共通理解が深まり、特別に支援が必要な子どもへの支援の充実が図られている。

<今後の対応>

様々な障害を持つ児童生徒が増加傾向にあり、特別支援教育の一層の充実が望まれていることから、特別支援助手やサポートティーチャーの配置による学校支援体制を継続して実施し、個性や能力を最大限に伸ばすとともに、社会参加するための基盤となる自立する力を養うため、適切な指導の在り方の可能性を探る。

(3) 子どもたちの心のケアの充実

いじめ防止等に対する体制の強化、学校・家庭等で悩みを抱え心のケアを要する子どもたちへの支援の充実を図ります。また、震災等で被災した子どもたちに対して、学校全体で中長期的な心のケアを図ります。

- ・ 学校いじめ防止基本方針による相談体制の確立と防止策の充実
- ・ 心のケアを要する子どもたちへの支援の充実
- ・ 被災した子どもたちへの中長期的支援の推進

主要事業の評価

<実施状況>

- (1) 学校いじめ防止基本方針の策定
 - ① 実効性ある指導体制の確立
 - ② 適切な教育指導
 - ③ いじめの早期発見・早期対応を行える体制の整備
 - ④ いじめを受けた児童生徒へのケアと弾力的な対応を行う体制の整備
 - ⑤ 家庭・地域社会及び関係機関との連携体制の構築
 - ⑥ 被災児童・生徒への心のケア
- (2) 教育相談の実施
 - ① 青少年教育相談員設置事業
 - ② スクールカウンセラー等派遣事業
 - ③ スクールソーシャルワーカー配置事業

<評価>

- (1) 各校における定例的なアンケート調査の実施により、いじめの早期発見及び早期対応が可能となり、迅速な対応と、悪化の防止、解決につながっている。また、いじめが認知された場合において、その問題を担任が一人で抱え込むような事態にならないよう、全教員が協力して指導に取り組む体制が整備されつつあり、いじめ解決に向けた方策が機能し始めている。しかし、発見が困難であるネット上で行われる書き込みや携帯電話等を介して行われるいじめについては、問題発見・解決までの体制が十分とは言い難く、今後も改善を行っていく必要があると考える。
- (2) 教育相談員や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等複数の相談先を確保し、児童生徒の特性や、指導上で特に配慮が必要な児童生徒を的確に把握し、問題解決に導いている。

<今後の対応>

ネット上での書き込みや携帯電話等によるいじめを防止するため、外部講師による講話を企画し、トラブル防止に努める。また、良いところを認め合う活動などを取り入れ、安心できる学級づくりをさらに推進する。

震災後のフラッシュバックやPTSDなどの症状を早期に発見するため、日常の子どもたちの表情の変化や行動を見逃さないように見守り活動の継続に努め、心のケアを行う。

基本方向 4

信頼され魅力ある教育環境づくり

(1) 教育者として自らを高める研修の充実

教員の資質向上や学校の抱える課題に対応するため、スクールシップ事業の連携強化を図るほか、各学校において校内研修の充実を図ります。また、教職経験に応じた体系的な研修の充実及び改善を図ります。

- ・ 指導力向上を図る校内研修の充実
- ・ スクールシップ事業等による研修の充実

主要事業の評価

<実施状況>

- (1) 校内研修
 - ① 校内研究授業の計画的な実施
 - ② 指導主事による学校訪問及び指導助言
 - ③ 学力向上サポート事業の実施
- (2) スクールシップ事業による研修
- (3) 教員研修
 - ① 新任教員研修会
 - ② 研究主任研修会
 - ③ 講師等研修会
 - ④ 特別支援教育研修会
 - ⑤ 非常勤職員等研修会
 - ⑥ 小・中学校教育講演会

<評価>

- (1) 校内研究や指導主事による学校訪問、指導助言を通じて授業の改善点について理解し、改善に努めることで教員としての資質向上が図られた。また、学力向上サポート事業により課題を改善するため、文章を正しく読み取らせるための手立ての検証を行うなど指導技術の向上に努めたことにより、基礎的な学力の定着が認められる。
- (2) スクールシップ事業による小中の連携が深まり、教育活動や子どもの発達段階における課題の情報共有が図られ、実態に応じた改善が行われている。
- (3) 段階に応じて必要となる資質や能力の向上により、教員一人一人の専門的スキルの向上、各段階に応じた指導力向上が認められる。

<今後の対応>

新たに研究主題を設け、発問やノートづくり、語彙を増やす取組などの視点で授業を改善し、課題の解決に向けて取り組みを進める。また、スクールシップ事業による研修会において、小中の連携強化を図り、学力向上に向けて主体的な教材研究を進めるとともに、利府町における教材研究の仕方等について、授業改善と指導力の向上に努める。また、経験に応じた研修の充実のため、教員個々の課題を意識させるとともに、個々の能力を伸ばすため、計画的に研修を実施できるよう体制整備に向け継続して指導を行う。

(2) 開かれた学校づくりの推進

教育活動や学校運営の自律的改善を図るため、学校評価の充実に取り組むほか、学校評議員制度等を活用し、保護者や地域住民の意見を取り入れ開かれた学校づくりを進めます。

- ・ 教育活動や学校経営に関する情報の発信
- ・ 外部評価を活用した開かれた学校づくり

主要事業の評価

<実施状況>

- (1) 学校からの情報発信
 - ① 学校要覧による情報発信
 - ② 学校だより、学年・学級だよりによる情報発信
 - ③ ホームページによる情報発信
 - ④ メールによる情報発信
- (2) 外部評価の実施
 - ① 学校経営改善に向けた学校評価の実施
 - ② 学校評議員会の開催

<評価>

- (1) 学校だよりの定期的な発行やホームページに教育目標、教育方針の説明、教育活動の掲載を行うことにより、概ね適切に情報提供が行われている。今後は、ホームページの更新等について継続して改善を進めたい。
- (2) 保護者アンケート等の実施により、教育活動を多角的に振り返り、より良い学校経営に活かしている。今後も、アンケート調査等を通じて課題を明確化し、開かれた学校づくりへの活用が必要と考える。

<今後の対応>

学校経営のねらいについて保護者の理解を得て、学校評価、アンケートの項目や観点について再検討することで開かれた学校づくりを目指す。また、保護者・地域住民の学校教育への参画を促すため、PTA専門委員会と地区委員会活動の活発化を図る。今後も学校から保護者や地域住民に対して、教育活動について情報提供を行い、理解を得ていくと同時に、学校が必要とする協力について併せて説明を行い、保護者・地域住民との繋がりを深める。

(3) ゆとりと潤いのある教育環境の整備

児童生徒が質の高い教育環境のなかで意欲的に学び、のびのび過ごせるように、学校施設の計画的な改修・改善、並びに、教材・教具の充実に取り組みます。また、保護者の経済的な負担の軽減を図るため、就学支援を継続して実施します。

- ・ 学校施設・設備の計画的な改修・改善
- ・ 学校備品等の充実
- ・ 経済的な就学支援の充実

主要事業の評価

<実施状況>

- (1) 学校施設設備の保守・点検による維持管理
 - ① 電気工作物保安管理業務
 - ② 消防設備保守点検業務
 - ③ 昇降機保守点検業務
 - ④ 機械警備保守点検業務
 - ⑤ プールろ過装置保守点検業務
 - ⑥ 遊具等保守点検業務
- (2) 学校施設、設備等の改修・改善
 - ① 青山小学校トイレ改修工事
 - ② 利府第二小学校太陽光発電設備等設置工事
 - ③ 利府第三小学校太陽光発電設備等設置工事
 - ④ しらかし台小学校太陽光発電設備等設置工事
 - ⑤ 町内小中学校保健室エアコン設置工事
 - ⑥ 利府第二小学校・しらかし台小学校LED照明灯交換工事
 - ⑦ 利府中学校体育館屋根改修工事
 - ⑧ 青山小学校体育館屋根防水改修工事
 - ⑨ 利府第二小学校防火シャッター改修工事
- (3) 就学支援事業
 - ① 遠距離通学等支援事業
 - ② 学校徴収金支援事業
 - ③ 入学支援事業

<評価>

- (1) 日常的に各学校の施設や設備の状況を把握し、確実に施設の維持管理が行われており、児童生徒が安心安全に過ごせるよう環境整備に努めている。
- (2) 教育環境の向上を図るために改修計画を作成し、施設・設備の改善を図っている。
- (3) 利府町独自の経済的な負担軽減策として、学校徴収金支援事業や入学新事業が実施されており、子育てし易い環境づくりの充実に寄与していると考えられる。

<今後の対応>

教育施設環境の充実に向け、学校施設の計画的な改修・改善並びに教材の充実を図るとともに、保護者の経済的な負担の軽減を図るため、経済的支援を継続する。

基本方向 5

学校・家庭・地域が協働で子どもを育てる環境づくり

(1) 家庭教育への支援と連携の推進

親としての「学び」と「育ち」を支援する学習機会や子育て相談等の場の提供、地域で家庭教育や子育てを支援する人材の育成を行うなど、関係機関や事業所等と連携しながら、地域全体で家庭教育と子育てを支える環境づくりを進めます。

- ・ 親の自覚を深める家庭教育の充実と推進
- ・ スクールシップ事業を活用した地域教育力の強化
- ・ 各種子育て支援団体との連携推進

主要事業の評価

<実施状況>

- (1) 家庭学習の奨励
 - ① 学校だより等文書配布による奨励
 - ② 学級・学年懇談会を通じた奨励
- (2) 教育相談の実施
 - ① 青少年教育相談員設置事業
 - ② スクールカウンセラー等派遣事業
 - ③ スクールソーシャルワーカー配置事業

<評価>

- (1) 家庭学習の重要性について、学校便りの配布や懇談会での情報交換を行い、保護者が重要性を理解することで家庭学習への意欲が高まった。今後も引き続き、家庭教育を支援する場を提供し、保護者の理解と協力を図ることが必要と考える。
- (2) 子どもの様子から家庭における問題が大きいと判断された場合には、教育相談員等の助言を受けて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携を推進するとともに、PTA活動等を通じて保護者同士の交流を深め、いじめや不登校の解決に一定の成果は表れている。

<今後の対応>

保護者に教育相談などの活動について取り組みを説明することで学校に対する信頼感や安心感の向上に努める。また、保護者と学校がお互いに良好な信頼関係が築けるよう環境づくりを継続することにより、子どもたちの健やかな成長に努める。

(2) 地域総ぐるみによる学校支援の推進

キャリアシップ事業等における、学校・家庭・地域等とのきめ細かな連携をさらに推進します。また、地域ぐるみで子どもの安全を守る活動、並びに、ブラザーシップ事業による健全育成活動を推進し、子どもと学校を支え守る地域づくりを目指します。

- ・ キャリアシップ事業における学校支援
- ・ 地域社会総ぐるみによる協働教育の推進
- ・ ブラザーシップ事業の活動支援による健全育成の推進

主要事業の評価

<実施状況>

- (1) あいさつ運動
- (2) 子ども110番の家事業
- (3) 十符っ子ブラザーシップ支援事業
- (4) りふ・わくわく広場～土曜日における子どもの居場所づくり事業～
- (5) キャリアシップ事業
- (6) 地域学校安全対策事業

<評価>

- (1) 子どもも大人もあいさつを交わし合う社会を形成することは、青少年の健全育成に大きく寄与している。また、地域住民が子どもたちに関わりを持つことで、子どもたちの安全を守ることに繋がっている。
- (2) 「子ども110番の家」協力者の意見交換会を開催し、協力者からの声を聞くことができた。そして、110番マップのチェック、更新を行い、緊急避難場所の確保が出来たが、児童への周知があまりされていない状況であった。
- (3) 十符っ子ブラザーシップの活動は、町独自の教育活動として定着してきている。小・中・支援学校・高等学校が連携した活動を通して、児童生徒が互いを思いやる心と自主性が着実に芽生えており、年々充実度が増しているものとする。
- (4) 利用希望者は多くあるものの、事業を支える地域指導者である活動コーディネーター、活動サポーターの確保に苦慮している状況で開催場所を1箇所へ縮小して開催している。今後は、指導者や開設場所、教室の内容を含めて子どもたちが安心して参加しやすい体制を整備する必要がある。
- (5) 町教育委員会において、職場体験学習の受入先を確保することにより、学校の負担を軽減するとともに、受入企業の拡大と地域からの教育への理解を深め、継続的に効果を上げている。
- (6) スクールガード・リーダーを中心に見せる防犯を行うとともに、「子どもの安全を守ろうデー」における「あいさつ運動」では、地域の大人が安全対策に取り組むことで通学路の安全確保が図られている。多くの方々に見守られている意識を高く持つことができていく。

<今後の対応>

110番の家の形骸化を防ぐため、児童に対して年度初めの通学指導など、様々な機会を通して設置場所の周知を図るとともに、プレートを更新を行い、協力者への研修会等を実施する。また、町の特色ある教育方針である「町はひとつの学校」の理念に基づき、十符っ子ブラザーシップなどの活動を効果的に連動させながら、家庭・地域・学校・行政が一体となって事業の推進を図る。

(3) 子どもたちの多様な体験活動の推進

世代間交流活動や自然体験活動、社会体験活動など様々な体験を通じて、地域と関わり合いながら、地域の環境や歴史・産業について学び、豊かな心、社会性、自ら考え行動する力等の育成を図ります。

- ・ 親子ふれあい教室等による世代間交流事業の充実
- ・ 各種体験教室による体験活動の充実
- ・ 社会教育施設の利用促進と効果的活用

主要事業の評価

<実施状況>

- (1) ジュニア・リーダー初級研修会
- (2) インリーダー研修会
- (3) 親子しめ縄づくり体験教室

<評価>

- (1) 研修を通して、子どもたちは多くの知識や技術を得ることができた。近年増加している子ども会への派遣事業など、研修で学んだことを発揮する機会を活用し、「学び」を「習得」にできるような指導が必要である。
- (2) 前年よりも参加者が増加し、充実した研修を行うことで、リーダーとしての知識や技術を養うことができた。
- (3) 世代間交流の場として定着し、伝統文化に触れる良い企画であった。また、指導者と参加した小学生との間にジュニア・リーダーが入ることで小学生はリラックスした状態で臨むことができた。しかし、指導者の確保や材料の調達、指導方法の効率化など今後も検討が必要である。

<今後の対応>

組織強化のため、新メンバーの発掘と、定例会等の内容の充実を図り、ジュニア・リーダーの育成事業をさらに推進する。また、インリーダー教育の場として「楽しさ」だけでなく「学びのあるもの」になるような内容を検討し、減少傾向にある指導者の発掘を図りながら前年度同様に今後も公募方式を継続して実施する。

基本方向 6

生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進

(1) 地域をつくる生涯学習の推進

町民の多様なニーズに応じ、生涯にわたる学習の機会と場を充実し、その成果を地域に生かせるよう、生涯学習活動への参加促進と推進体制の充実を目指します。

- ・ 公民館活動の充実と推進
- ・ 青少年教育及び成人教育の充実
- ・ 各種社会教育団体との連携推進

主要事業の評価

<実施状況>

- (1) 公民館教室の開催
- (2) 地区教養教室、職員による出前講座の開催
- (3) 公民館、ふるさと創生館、生涯学習センター、郷土資料館の活用
- (4) 青少年育成推進指導員事業
- (5) 青少年育成利府町民会議事業

<評価>

- (1) 多様なニーズに対応するため年齢や性別を考慮した学習内容を企画・実施し、生涯学習の身近な窓口となっている。
- (2) 生涯学習ガイドで町民に周知を図り、さらに各地区分館長にも協力を依頼したことで実施回数や参加人数も増加している。
- (3) 町民ニーズに応じた各種サークル紹介や町民ギャラリーの開催など施設の有効活用を図り、年間を通じた利用促進を図った。
- (4) 計画的に巡回を行い、地域や企業との情報交換を通じて、青少年の健全育成に寄与することができた。しかし、巡回活動の際に参加者が減少傾向にあった。
- (5) あいさつ運動の推進を図るため、のぼり旗の増設や関係機関、団体と連携し、青少年の健全育成に努めた。

<今後の対応>

参加者ニーズの把握と情報収集を活かした教室メニューの更新を図るとともに、ホームページを活用した周知や各地区分館長への分館活動の制度活用を促進する。
さらに地域の教育力を最大限に引き出すため、町民とともに魅力ある事業展開を探り、より親しまれる生涯学習の拠点施設としての利用促進を図る。
青少年育成推進指導員に対し、巡回日・巡回方法の確認指導を行うなど事業の理解を深めていながら充実した健全育成活動となるよう努め、あいさつ運動をさらに浸透させるため、関係団体のみならず広く地域（町内会）にも参加協力を呼びかける。

(2) 個性のある芸術・文化活動の推進

芸術・文化活動を推進する指導者や団体の育成、支援に努め、創造性豊かな新しい利府の文化を生み出す環境づくりを推進します。

- ・ 芸術文化活動の奨励と推進
- ・ 郷土資料館活動の充実
- ・ 文化遺産の保存整備と活用

主要事業の評価

<実施状況>

- (1) 河北美術展利府展
- (2) 利府町文化祭
- (3) 利府町スクールバンドフェスティバル
- (4) 利府写真展
- (5) 小さな音楽会
- (6) 町民ギャラリー
- (7) 文化遺産の保護活用
- (8) 文化財保護法に基づく許可・届け出に伴う開発等協議

<評価>

- (1)～(3)
創意工夫を行い、広く情報媒体を活用したPRにも力を注ぎ、魅力ある事業展開を図ることができた。
- (4) 新規企画として、町内写真愛好者の作品と河北写真展入賞作品を展示し、芸術文化の振興を図った。
- (5)、(6)
出演・出展団体の活動に対する意識の高揚並びに町民への身近な芸術文化鑑賞の機会の提供にもつながった。
- (7)、(8)
利府町の貴重な文化遺産の保護整備を進めることができた。

<今後の対応>

各種事業について、開催が定着しつつあり、新たな事業企画と創意工夫を行い、町民の多様な芸術文化活動の活性化を図る。また、自主的なサークル活動等に対する支援と育成を進めるとともに、地域に根差した芸術文化活動を推進する。

豊富に点在する歴史的な文化遺産を保護し、後世に伝承するため、標柱、説明板の設置などの環境整備を図りながら、広く町民に利府町の文化遺産について理解を深めるためのPRに努める。

また、考古学的にも貴重な発見となった硯沢窯跡遺跡については、埋戻し保存を行い、宮城県道路公社が三陸自動車道春日パーキング内に整備した「文化財展示室」において、発掘品を展示紹介しながら観光資源としても活用する。

(3) 図書館機能の充実と読書活動の推進

図書館活動を充実させるため、本に親しむ機会を増やすなど、各種事業を継続的に改善してまいります。また、多様な学習ニーズに対応できるよう、県立図書館や周辺市町村の図書施設との連携強化を図り、図書資料の充実に努めます。

- ・ 図書館資料の充実
- ・ 図書館活動の充実
- ・ 子ども読書活動の推進
- ・ 図書館建設事業の推進

主要事業の評価

<実施状況>

- (1) 予約・リクエストサービス、相互貸借サービス、インターネット予約サービス、レファレンスサービスの実施
- (2) 利用者からのリクエストを参考に幅広い図書資料の収集
- (3) 春の図書館フェア・秋の図書館フェアの開催
- (4) 定例「おはなし会」、2歳半検診時「出前おはなし会」、児童クラブ「出前おはなし会」高齢者向け「出前おはなし会」の実施
- (5) 子育て広場「十符っ子」に絵本コーナー設置
- (6) 図書館講演会開催
- (7) 「図書館だより」創刊
- (8) 学校向け図書館講座の開催
- (9) 新図書館整備の調査研究

<評価>

- (1)～(8)
資料や各種事業の充実により、図書館活動が良好な状況である。町民の読書活動推進を図るため、工夫しながら様々な事業の展開に努めている。
- (9) 図書館建設については、町の政策部局と調整を図りながら、早期の図書館建設に向けて計画が進行している。今後は、利府町に相応しい図書館の在り方や運営方針を慎重に検討し、決定していく必要がある。

<今後の対応>

図書資料の収集と利用者に対する利便性の向上に努め、身近な図書館を目指す。主に、利用者のリクエスト本を購入や他図書館からの協力貸出を利用するなど、利用者のニーズに沿った運営に努める。

また、本に親しむ機会の創出など、図書館活動を充実させるため、各種事業の継続的な改善に努める。

さらには、学校・保育所・幼稚園・子ども支援課等と連携し、子どもが、いつでも自由に楽しく読書に親しむことのできる環境づくりに継続的に取り組む。

図書館建設については、担当部局と調整を図りながら、継続して図書館整備に向けた調査研究を行う。

(4) 町民の健康、体力づくり活動の推進

各種スポーツ団体活動の支援をはじめ、社会体育施設、学校施設の有効活用などにより、町民だれもが年齢や体力に応じて、いつでもどこでもスポーツに親しみ、生涯にわたり健康で充実した生活を営むことができるよう、環境の整備を推進します。

- ・ スポーツ大会等を開催し、町民の体力づくりの推進
- ・ スポーツを通じた健康づくりと地域間交流の推進
- ・ 体育協会等スポーツ団体への活動支援
- ・ 総合型地域スポーツクラブ等スポーツ団体の活動支援
- ・ 社会体育施設及び学校教育施設の利用促進と有効活用
- ・ 社会体育施設等の管理運営と環境づくりの推進

主要事業の評価

<実施状況>

- (1) ふるさとスポーツ祭とスポーツ交流フェスティバルの開催
- (2) 体育協会やスポーツ少年団の活動支援
- (3) 総合型地域スポーツクラブの運営支援等
- (4) 年間行事調整会議及び学校施設開放事業の実施
- (5) 施設管理運営に関する定期的な工程会議等の開催
- (6) スポーツ用具等の貸出事業

<評価>

- (1) スポーツに関する様々な事業が開催され、町民の体力づくりやコミュニケーションの醸成等に貢献していることから、生涯スポーツの推進事業として評価できるものとする。
- (2)、(3) 体育協会やスポーツ少年団が主体的な事業運営を行うことにより、各団体等の活動が活性化されている。さらに、総合型地域スポーツクラブ「リふスポーツクラブ」の会員数や事業等が増加しており、生涯スポーツに町民の健康増進や体力向上に貢献している。
- (4)～(6) 年間調整会議や学校施設開放事業等は、限りある施設の有効利用が図られるとともに、各種団体の年間計画策定にも有効であり、評価できるものとする。

<今後の対応>

多くの町民が気軽に参加できるスポーツ活動の推進を図るとともに、各種団体等の主体的な事業運営を支援し、町民一人一人の健康増進や体力向上が図られるよう努める。
体育施設の充実や環境整備などを行い、「生涯スポーツ社会」の実現を目指し、さらなる充実・発展に努める。
年々老朽化が進む施設や備品等の管理運営について、常に各施設の点検確認や施設管理委託者との打ち合わせを行い、計画的な施設整備を実施する。

Ⅶ 有識者意見書

開かれた教育行政の推進

点検・評価を実施し、結果を公表しながら、利府町教育振興基本計画の実現に向けた次年度以降の取り組みに活かしていることは評価できる。

今後は、新たな教育委員会制度の確立により、更なる開かれた教育行政の推進に向け、町部局や関係団体と積極的に連携しながら、町民の要望をより反映させる体制づくりに取り組まれない。

また、教育現場や地域を計画的に視察し、要望や意向を聴取するなど適正な教育行政の運営が図られるよう現状把握に努められたい。

基本方向 1 学ぶ力と自立する力の育成

子どもたちが社会人として自立できるよう、地域や企業と連携して志教育が推進されることにより、学ぶ意欲を持って学習に取り組んでいる様子が見受けられる。また、基礎的・基本的な知識や技能の習得など、意欲的に学ぶ児童生徒の育成に主眼を置いて、スクールシップや校内研究を実践することにより着実に成果は表れていることが伺える。

校内研究は、指導者の力量を高めるとともに、専門性を確立する効果もあり、今後も精力的に取り組まれない。

保育所(園)・幼稚園と小学校が幼児教育の充実を目的として、チャイルドシップ事業により交流会が実践されており、互いを思いやる気持ちが芽生えるなど、交流学习の効果が見受けられる。また、指導者のスキルアップを目的として、関係機関と連絡会や研修会が行われており、相互に情報を得ることで、効果的な展開が図られている。

郷土愛の涵養を図るために、郷土の美しさ、楽しさ、すばらしさを感じ取る必要性から、郷土の歴史に触れる学習が実施され、着実に、郷土に親しみ大切にしたいという心が育まれている。今後、伝統文化の保存活用の視点からも地域ボランティアの協力を得ながら推進することにより、これからの利府町の発展に大いに寄与するものと期待できる。

現代は、情報化社会であり、児童生徒の携帯電話などの通信機器の所有が多く見られ、「ネット犯罪」により子どもが巻き込まれる事件や事故も多発している。このような状況下、情報モラル教育は大変重要であると認識している。学校だけでなく、保護者にも協力を求め、通信機器の所有状況や利用状況の把握、家庭内における利用ルールの確立、発達段階に応じた継続的な指導に当たっていることは評価できる。

しかし、情報化社会の急速な発展により児童生徒の環境は日々変化しているため、今後も適切な情報収集に努め、的確な対応を取られたい。

これからも町は一つの学校の理念の下、行政、学校、地域、企業が連携し、子どもたち一人ひとりの豊かな心の育成に努められたい。

基本方向2 豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成

栄養教諭等の食に関する指導、キャベツクラブの食生活指導などの実践により、食育活動は活発に行われている。学校給食と各教科との関連のある指導の充実を図ることで理解も深まり、更に関心が高まるものと考えられる。

プロのアスリートや地元高校生などの外部指導者を招き入れ、スポーツ交流を行うことで、生涯にわたって運動に親しむ姿勢と、児童・生徒の運動能力に関する資質や基礎を育てるとともに、体力向上の必要性や努力する大切さ、あきらめない気持ちの重要性を学び、健やかな体の育成が図られるよう努められている。今後も、機会を捉えて積極的な外部指導者等の活用を図られたい。

防災教育では、東日本大震災を教訓に防災に関する知識の習得や災害発生時に適切な行動が行えるように防災訓練が行われており、ただ避難をするのではなく、情報に耳を傾ける訓練、指示に従い素早く行動する訓練、自分で判断し行動する訓練などの工夫により、計画的に実施されており評価できる。

引き続き、東日本大震災の教訓を風化させないよう、訓練に工夫を施しながらより一層の防災教育を行い、危機管理能力の更なる向上に取り組まれたい。また、「災害時相互応援協定」を締結している静岡県清水町と交流することで、協定を結ぶ町について知識を深め、防災意識の向上が図られたことは、大いに評価できる。

基本方向3 教育的な支援を要する子どもへの支援の充実

学校不適応児童生徒の悩みや不安を把握するためスクールソーシャルワーカーを活用するなど校内の相談体制を充実させると共に、関係機関との連携を図るなど、支援体制強化に努めていることを評価する。今後も、不登校を無くすため、更なる支援体制の強化を図り、子どもたちの心情理解を優先した対応に努められたい。

障害のある子どもにとって、「自立と社会参加」は大きな課題であり目標である。教育委員会と学校が一体となり、保護者の願いや子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた就学指導・支援体制の充実及び教育環境の整備に努めていることは評価する。今後も更なる人的支援が必要となるケースが生じる可能性があることから環境整備の充実など財政面での課題が考えられる。

震災で被災した本町の児童生徒は少ないが、他市町村からの転入生も多いことから今後も継続して、学校・教育委員会の配慮・支援をお願いする。

学校ごとに、いじめ等に対する相談体制や防止策の強化に尽力しているが、今後も「小さいいじめも見逃さない・許さない」という職員間の緊密な情報交換、共通認識に立った職員体制づくりや子どもたちへの継続した指導に努めてほしい。家庭等における虐待等の心のケアが必要な児童生徒への相談・支援体制の強化は、今日的な大きな課題である。虐待等については、福祉・医療機関等の支援が必要な家庭も見られるので、日常の子どもたちの表情の変化や行動を見逃さないよう細心の注意を払い、心のケアに努めながら更なる相談・支援体制の強化を図るよう努められたい。

基本方向 4 信頼され魅力ある教育環境づくり

教員の指導力向上を図るため、基礎的・基本的な知識や技能を身に付けさせることに主眼を置いた校内研究事業の実施や指導主事による指導助言、スクールシップによる授業研究は、基礎的な学力の定着や自信に繋がる有効な取り組みであると考えられる。今後も研究事業の重点項目を明確にし、指導力向上に努められたい。

開かれた学校づくりの推進として、各学校とも継続的に「学校だより」やホームページ、メールによる情報の提供が行われており、保護者への情報提供が適切に行われているが、今後も更なる内容の充実、教育活動への理解を深めるよう努められたい。

学校運営の点検や評価、改善を行うために、学校評議員制度を活用し取り組まれていることは、信頼される教育環境づくりに繋がり評価できる。浮き彫りになった課題を一つひとつ解決し、子どもたちが健やかに安心して過ごせる学校づくりに努められたい。

日頃より、各学校の施設や設備の状況を把握し、確実に施設の維持管理が行われており、児童生徒が安心安全に過ごせるよう環境整備に努めていることは評価する。今後とも、児童生徒が安全で快適な学校生活を送り、魅力ある教育環境を目指すために、継続して施設及び設備等の保守・点検並びに維持管理に努められ、教育環境の充実に向け、計画どおりに進められたい。

また、児童生徒数の増加や建築年数の経過による新築・改築計画を考慮しながら、老朽箇所の改善に向けた計画を作成し、計画的且つ効果的な整備に取り組むことが必要と思われる。

保護者の経済的な負担軽減を図るため、就学支援である、学校徴収金支援事業及び入学支援事業を継続的に実施されたい。

基本方向 5 学校・家庭・地域が協働で子どもを育てる環境づくり

P T Aと連携した家庭教育学級の開催や視察研修なども行われ、地域全体で家庭教育と子育てを支える環境づくりに役立てられている。今後も、活動のテーマを明確にし、参加者数の増加を図られたい。

「町は一つの学校」の理念に基づき、地域と学校が連携した十符っ子ブラザーシップによる「第4回十符っ子の日」については、子どもたちの主体的な活動や志を発表する機会であることから極めて有意義な事業であり、今後も幹事会や全体会をとおし、実効性の高い事業となるよう努められたい。

基本方向 6 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進

公民館教室は誰もが気軽に生涯学習に親しめる教室として、内容も充実しており一定の成果は見られるが、地域住民の学習意欲の多様化・高度化に因應するため、出前講座の開催や広報紙による情報発信など、一層のP Rを図るべきと考える。

文化祭や河北美術展利府展、スクールバンドフェスティバル等の魅力ある事業が展開され、創意工夫して企画された町民ギャラリーを継続するなど、町民が文化芸術に触れる機会を創出したことは大いに評価したい。今後も文化芸術団体と連携しながら、一層の芸術文化事業の充実を期待する。

文化財保護事業に関しては、本町の史跡、歴史遺産などについて企画展や町民ギャラリー、春日P Aなどで継続してP Rに努められていることについて評価したい。今後も史跡、歴史遺産など積極的なP Rに努められたい。

また、歴史遺産に関する案内板について今後も計画的な更新に努められたい。

図書館事業については、図書館10周年講演会の開催や、読書チャレンジスタンプカードの実施など、事業の拡大を図り、親しまれる町の図書館としての業務がなされている。町民の利用しやすい環境づくりや利用促進を図るため、引き続きサービスの向上やP Rに努めてほしい。

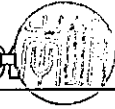
新図書館建設については、町の政策部局と連携し文化複合施設として基本構想・基本計画が策定された。本町にとって望ましい図書館が建設できるように今後も努力されたい。

スポーツ事業については、少子・高齢化社会の進展に伴い、健康であることの重要性が一際高まっていることから、町民の健康増進や体力向上を目的としたスポーツイベントの開催は、有意義であり、より一層の事業拡充を望む。

今後も体育施設の充実や老朽化が進む施設の維持修繕を計画的に実施するなど適切な管理運営に向けた環境整備を行い、生涯スポーツ社会の実現を目指し、更なる充実・発展に努められたい。

平成27年 8月7日

坂本秀悦



相澤久米治



岡崎昭二



利府町教育委員会事務事業
点検・評価報告書（平成26年度事業）

平成27年9月発行

編集・発行 利府町教育委員会